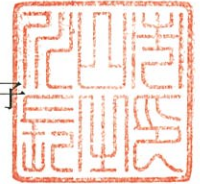


川文推発第3号
令和8年4月23日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯塚 孝行 様

川口市長 岡村 ゆり子



公の施設の指定管理者監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月1日執行の公の施設（アートギャラリー、旧田中家住宅）の指定管理者監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

指定管理者の指定等事務について（文化推進室）

文化推進室の業務計画書の確認において、業務計画書の收受及び処理が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

不備があった令和6年度及び令和7年度の処理については、業務計画書の收受及び処理を即刻行い、令和8年度の業務計画書についても、川口市文書管理規程に則り、令和8年3月31日に收受し、同日付けで部長決裁にて報告処理を行いました。

